

## 1. 非常変災時（気象警報発表時）における対応について

### 1 登校前に気象警報が発表された場合

中津川市に警報が発表されている場合は、全校生徒は自宅待機とする。警報解除時には下記の対応とする。中津川市以外に警報が発表されている場合は、警報発表地域の居住者もしくは警報地域を通学路としている生徒は下記の対応をする。

- (1) 午前 6 時までに解除 通常授業
- (2) 午前 8 時までに解除 3 限目から授業
- (3) 午前 11 時までに解除 午後授業
- (4) 午前 11 時以降に解除 当日の授業は中止（自宅学習とする）

ただし、警報解除であっても公共交通機関の停止、河川の増水や倒木などにより登校が困難な場合や、自宅に被害があったなど、登校ができない場合は、学校に連絡をする。この場合、授業が開催されても出停扱いとする。

### 2 生徒が登下校途中に気象警報が発表された場合

警報発表を知った時点で、生徒は直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保されると判断した場合は学校に登校し、学校で待機する。より安全な方法を判断する。

### 3 生徒が登校後に気象警報が発表された場合

- (1) 警報発表中は、原則として学校待機とする。
- (2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。ただし、保護者の迎えがある場合や、安全に帰宅できることを確認できた場合は、帰宅を許可する場合がある。
- (3) 帰宅確認をする場合は、帰宅後に決められた方法で学校に連絡する。

### 4 気象警報の発表が予想される場合

- (1) 気象情報は市町村ごとに発表されるので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 警報が発表されなくても、気象状況、公共交通機関の状況を判断して、学校長が警報に先立って休業あるいは授業の停止を決定する場合がある。